

11月21日(金)に、当連合会が仲介役し、宇都宮市内会員校4校連名の個人立校の固定資産税減免措置要望書を宇都宮市に提出しました。

個人立専修学校・各種学校は、学校法人と同様に高い公共性と厳しい審査基準に基づき、栃木県から認可を受けておりますが、学校法人が地方税法に基づき固定資産税が非課税であるのに対して、個人立校の減免措置の決定は所在地の市町村長の裁量に委ねられております。

全国専修学校各種学校総連合会(通称:全専各連)では、個人立校の固定資産税の減免措置を実現するために、令和5年7月、特別委員会の個人立振興委員会から、地元自治体への要望活動を促す文書が出されたことを受けて、当連合会が調整役となり、宇都宮市内の会員(個人立校4校)が同年11月に、宇都宮市長あてに固定資産税減免措置を求める要望書を連名で提出してから、今回で3回目の要望となりました。

11月21日(金)の要望では、4校の代表として2校の校長でもある当連合会の石川理事長と市田副理事長が、宇都宮市理財部資産税課の後藤課長へ、宇都宮市長あての要望書を手渡すとともに、全専各連から新たに情報提供された、「過去減免された所在地」の一覧表を参考資料として提出しました。

後藤課長からは、「課税は公平性を最重要とすることから、減免は限定的に運用するという国の方針があり、それに照らすとなかなか減免措置は難しい」という、これまでと同様な回答でしたが、全国の減免事例が12都県の16市で19校となっているという前回提供した実績数よりも増えている事実に対して、「提供された資料については、真摯に内容について精査した上で、自治体等に今後も引き続き調査を進めていきたい」と発言されました。

全専各連の個人立振興委員会委員長でもある石川理事長は、「今や全国100校を切る個人立校のためにも要望の継続は力なり」と強調していました。



宇都宮市長宛の要望書を手渡しました。

左：後藤資産税課長  
右：石川理事長



4校連名の要望内容を石川理事長（左）が説明しました。右は同席した市田副理事長。



宇都宮市資産税課の皆さんと要望内容に対する意見交換を行いました。